

## 令和7年度山口県障害福祉分野のICT等導入モデル事業募集要項

### 1 趣旨

山口県（以下「県」という。）では、障害福祉分野のICT等導入モデル事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、ICT機器・ロボット機器（以下「ICT機器等」という。）の導入及びその効果検証を行うモデル事業所等の募集を行います。

本事業は、障害福祉サービス事業所等の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務負担効率化を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、ICT機器等をモデル的に導入し、県内事業所への導入を促進することを目的としています。

### 2 対象者

山口県内で山口県の指定を受けている次の施設・事業所。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除く。

#### (1) ICT機器

障害福祉サービス事業所等（訪問、通所、入所、相談）

※ただし、「AIカメラ等」については、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者及び障害児支援事業者等（障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者）は対象外とする。

※障害児支援事業者等については、国からの募集が未発の状況です。募集がない場合は事業が実施できない場合がありますので、ご注意ください。

#### (2) ロボット機器

障害者支援施設等（障害者支援施設、共同生活援助）

### 3 本事業の対象となる導入機器

#### (1) ICT機器の導入

ICTの活用により、業務効率化及び職員の業務負担軽減等に効果があること。

#### (2) ロボット機器の導入

次の要件をすべて満たすこと。

##### ア 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

## イ 技術的要件

ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

※ センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等

## ウ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

## 4 補助対象経費

### (1) ICT機器

ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

ウ AIカメラ等

エ 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）

オ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

工事請負費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※1 上記経費は令和7年度中に係る経費のみを対象とする。また、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。

※2 アの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。

※3 イのソフトウェアについては、以下の①②のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

① 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。

② バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。

※4 ウのAIカメラ等の導入については、次の要件に該当する場合に対象とする。

・防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。

・居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当

たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。

- ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。
  - ・利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。
  - ・カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。
  - ・撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。
- ※5 エの通信環境機器等及びオの保守経費等については、アの情報端末、イのソフトウェア、ウの A I カメラ等の導入に必要なものに限り対象とする。
- ※6 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

## （2）ロボット機器

ア ロボット機器の導入に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）

想定される機器の例は、以下のとおり。また、必要に応じ（参考）についても参照すること。

|                 |                                                                 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------|
| 移乗介護            | ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器                            |
| 移動支援            | 障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器                       |
| 排泄支援            | 排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器 |
| 見守り・コミュニケーション支援 | センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム                            |
| 入浴支援            | ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器                                |
| 機能訓練支援          | 身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器                    |

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 栄養管理支援 | 食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器 |
|--------|------------------------|

※ 利用者のプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外

(参 考)

- ・厚生労働省令和2年度障害者総合推進事業「ロボット等を活用した障害者支援手法の開発に向けた調査研究事業」（実施主体：株式会社浜銀総研研究所）

＜株式会社浜銀総研研究所ホームページURL＞

<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>

- ・厚生労働省令和4年度障害者総合推進事業「障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」（実施主体：株式会社インサイト）

＜厚生労働省ホームページURL（令和4年度障害者総合福祉推進事業 実施事業一覧）＞

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160\\_00016.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00016.html)

イ 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための以下の経費

- ・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）
- ・ 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

※ 通信環境の整備は、見守り機器の導入とあわせて行う場合のみ補助対象

※ 見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外

## 5 補助対象額

### (1) ICT機器

1 事業所当たり上限 100 万円（補助率 3／4）

### (2) ロボット機器

1 事業所当たり上限 100 万円（補助率 3／4）

※ 1 機当たりの導入経費の補助対象額は、以下のとおりとする。

- ・ 移乗介護、入浴支援：100 万円以下
- ・ 移動支援、排泄支援、見守り支援・コミュニケーション、機能訓練支援、栄養管理支援：30 万円 以下

## 6 募集するモデル事業所等数

ＩＣＴ機器・ロボット機器 1事業所程度

## 7 その他の要件等

### (1) ＩＣＴ機器及びロボット機器共通

ア 導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。

イ 次の（ア）及び（イ）の条件を満たす場合、モデル事業所等を選定する際に、優先的に選定するものとする。

（ア）本事業の交付申請時において「福祉・介護職員等処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3か月以内に取得見込みである場合。

（イ）ＩＣＴ機器等の導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減等により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た場合。

ウ 他の国庫補助事業により補助を受けている場合は、本事業の補助対象とならないこと。

### (2) ＩＣＴ機器

ア 本事業においてロボット機器の補助対象となるものについては補助対象としないこと。

イ 過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様のＩＣＴ導入支援補助金により補助を受けて同種のＩＣＴ機器等を購入したことがある障害福祉サービス事業者等は、補助の対象とならないこと。

### (3) ロボット機器

ア 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（ＰＳＥ）認証、Ｓマーク、電磁両立性（ＥＭＣ）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。

イ 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。

ウ 介護ロボット等の導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

## 8 モデル事業所等実施内容

本事業は、ＩＣＴ機器等を活用した生産性向上に資する取組を支援するとともに、他の障害福祉サービス事業所等に対するモデルとして広く普及させるために行う事業であることから、選定モデル事業所等は、以下を実施することを要件としていることに留意すること。

(1) ICT機器導入研修会の受講（※ICT機器導入モデル事業所等のみ）

県が開催するICT機器導入に係る研修会に参加すること。

(2) ICT機器等の導入による効果の検証

本事業によりICT機器等を導入したモデル事業所等は、客観的かつ定量的な指標に基づいてICT機器等の導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について検証の上、県に報告すること。

また、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表すること。

なお、これらの報告及び公表状況については、県ホームページ等でも公表する予定であること。

(3) 成果報告会における事業実施報告

県は、他の障害福祉サービス事業所等へのICT機器等導入促進のための報告会を開催するので、報告会において、以下の内容についてプレゼンテーションを行うこと。

なお、成果報告会の日程等は、県が別途調整の上、通知する。

(プレゼンテーション内容の例)

- ・ 事業所の概要
- ・ 事業所が抱える課題
- ・ ICT機器等を導入する業務内容や導入方法、導入の効果等
- ・ ICT機器等の導入による効果の検証結果（客観的かつ定量的な指標に基づく評価を含む）
- ・ 改善度、達成度（コスト縮減、時間短縮、業務時間の削減、ミスの防止・縮減等）等

## 9 応募手続き

(1) 提出書類

- ・ 応募申請書
- ・ 応募用紙    ICT機器   ：別紙1－1、1－2  
                  ロボット機器：別紙2－1、2－2
- ・ その他参考となる資料（複数の業者から徴した見積書の写し等）

(2) 提出方法

電子メールにて提出（提出先メールアドレス s-shisetsu@pref.yamaguchi.lg.jp）

※ メール送信後、必ず電話で受信の確認を行ってください。

※ 受信できる容量は10MB までとなりますので、データファイルの容量を調整してください。複数のメールで送信いただいても結構です。

※ その他の提出方法を希望される場合は、事前に、山口県健康福祉部障害者支援施設福祉推進班にご相談ください。

(3) 提出期限

令和7年5月15日（木）17時必着

## 10 モデル事業所等の選定方法等

### (1) 選定方法

提出書類を基に審査の上、選定する。

選定結果は、選定の対象となったすべての申請者に通知する。

### (2) 審査の観点

主に以下の項目に基づき、総合的に審査を行う。

- ・ 事業内容・趣旨を理解したモデル事業となっているか
- ・ 事業実施への意欲は十分か
- ・ 事業の実現可能性は高いか
- ・ 事業内容は、他の事業所等への汎用性が高く、波及効果が見込めるか
- ・ 生産性向上に向けた目標が明確に設定され、確実な実施・運営が見込めるか
- ・ 導入経費に対する費用対効果が見込めるか

## 11 その他留意事項

(1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担となります。

(2) 提出された書類は返却しません。

(3) 審査経過は非公開とし、審査内容に関する質問は受け付けません。

## 12 問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県 健康福祉部 障害者支援課 施設福祉推進班

担当：青島

Tel 083-933-2735 Fax 083-933-2779

Mail s-shisetsu@pref.yamaguchi.lg.jp